

福岡県、福岡市と同時発表

令和6年10月23日
北九州市保健福祉局

報道機関各位

全国“169”の自治体と連携開始!!

「パートナーシップ宣誓制度」に関する連携を拡大します！

北九州市は、「パートナーシップ宣誓制度」を令和元年7月から導入しています。
令和5年4月からは、福岡県と連携協定を締結し、宣誓者の転居に伴う事務負担の軽減を図っています。

この度、新たに、全国169の自治体が連携する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入することとなりました。

これにより、さらに多くの自治体間での転居の際の手続きが簡素化され、負担が軽減されます。

記

1 連携開始日

令和6年11月1日(金)

2 連携自治体

計169自治体(別紙のとおり)

3 宣誓者のメリット

- (1) 転出自治体への「宣誓書受領証」(宣誓後に交付)の返還は不要です。
- (2) 転入自治体での再度の宣誓は不要です。
- (3) 転入自治体への申請書類のうち「独身証明書」の提出は不要です。
- (4) 転入自治体で「宣誓書受領証」が新たに交付されます。

4 「パートナーシップ宣誓制度」とは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして
日常生活において協力することを市長に対し宣誓する制度

問合せ先

保健福祉局 人権文化推進課
担当;(課長)小嶺、(係長)高向
電話 093-562-5010

自治体間連携ネットワーク 加入自治体（169自治体）

【都道府県】（19府県）

青森県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県、大分県

【市町村】（150市町）

秋田県 潟上市
群馬県 渋川市、千代田町、大泉町
埼玉県 さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町
千葉県 千葉市、流山市
神奈川県 相模原市、横須賀市
新潟県 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市
福井県 福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
岐阜県 関市、海津市
愛知県 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町
三重県 いなべ市、伊賀市、明和町
滋賀県 長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市
京都府 京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、大山崎町
大阪府 大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市
兵庫県 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
奈良県 大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
和歌山県 橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町
岡山県 笠岡市
福岡県 **北九州市**、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町
佐賀県 唐津市、上峰町
熊本県 熊本市、菊池市
大分県 日田市、豊後大野市